

# 入札心得

北九州市が行う「八幡東区役所に係るLED照明器具リース契約」についての一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則その他関係法令、仕様書及び入札説明書に定めるもののほか、この注意事項によるものとする。

## 1 必要書類の事前提出

入札説明書に定める書類をそれぞれの提出期限までに、契約担当課（北九州市総務市民局市民部区政推進課）あて提出すること。

## 2 入札の準備

見積に当たっては、仕様書及び現場をよく確認のうえ入札すること。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を受けることができる。

## 3 入札書の記入等

- (1) 入札書は、本市所定の様式を使用すること。なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正はできないので、その場合は入札書を再作成すること。
- (4) 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る）のうえ提出しなければならない。なお、郵送及び電送による入札は認めない。

## 4 入札の方法

- (1) 入札は、入札公告に示した日時及び場所にて行う。入札開始時刻までに到着しないときは入札に参加できないので、遅れないよう十分注意すること。
- (2) 入札者又はその代理人は、入札場所に入室しようとするときは、市長により競争入札参加資格がある旨の通知書又はその写しを提示しなければならない。
- (3) 入札執行の場所には、入札者（入札参加業者につき1名）以外の立入りはできない。
- (4) 入札者は、入札執行について係員の指示に従うこと。
- (5) 代理人による入札を行うときは、委任状を提出すること。ただし、委任状に不備がある場合は、入札に参加できない。
- (6) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないことではない。
- (3) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を契約担当課に提出すること。

## 6 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、市長又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合の他、開札場所を退出することはできない。
- (4) 開札した場合において、落札者のないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (5) 再度入札は、原則として1回とする。
- (6) 1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格がなくて入札したとき。
- (2) 申出書等に虚偽の記載をした者が入札したとき。
- (3) 入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき。
- (4) 入札書に入札者の記名押印がないとき、又は入札金額を訂正したとき。
- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき、又は入札書の記載事項について判読できないとき。
- (6) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき、又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (8) 再度入札において、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (9) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (10) その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (11) 前各号のほか、指示した事項に違反したとき。

## 8 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は入札に参加することができない。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (2) 代理入札で委任状が不備のとき。

## 9 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき、又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をする。

## 10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

## 11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。